

(公財)日教弘奨学事業
日教弘奨学金(大学給付奨学生・予約型) 募集要項

日教弘給付奨学金(大学給付奨学生・予約型)は、有為の人材を育成するため、大学に学ぶ学生に対し、奨学金を給付し、多くの学生の修学に役立てるために行う事業です。

1. 主催 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

2. 給付要件

(1) 奨学金給付の趣旨

修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者に対して、返還義務のない奨学金を給付し、大学への進学及び修学の継続を支援する。

(2) 本事業が求める学生像

将来社会の発展に貢献したいという高い志のもと、自らの夢や目標を明確にもち、その実現に向け学び続ける人

(3) 応募(推薦)資格要件

奨学金を給付する募集対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

① 鳥取県内の高等学校等の最終学年又は高等専門学校第3学年に在学し全国の国公立大学(通信教育の学部・課程、短期大学、大学校は対象外)に進学を目指す生徒とする。

高等学校等は、高等学校全日課程・同定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部(高等特別支援学校を含む)、専修学校の高等課程及び当会が特に認める学校とする。

なお、広域通信制高等学校は募集対象外とする。

② 家庭の事情により学費支弁困難(同一生計の所得合計金額400万円未満)と認められ、かつ修学意欲に富み、かつ学業を継続できると在学する高等学校等の校長の推薦を受けた生徒(1校1名まで)とする。

※ 推薦人数は、全日制・定時制等の複数課程や本校・分校等の複数校地などを含めて学校全体で1名までとする。

③ 在学期間における全体の学習成績の状況(評定平均値)が4.0以上の生徒、又は特別支援学校高等部にあっては校長が同程度の学力があると認める生徒とする。

3. 募集人数 3名

4. 給付金額

奨学生一人に対し月額3万円を給付する。

5. 給付期間

在学する大学の正規の最短修業期間とし、上限を4年間とする。

(4年制、6年制を問わず、入学1年目から4年目までを上限)

6. 交付時期

奨学金は、入学後の5月・7月・10月・1月に3か月分ずつ奨学生名義の口座に振り込む。(5月は4月～6月分を振り込む)

7. 募集期間

令和7年7月1日(火)～8月28日(木)まで

(締め切り厳守、必着)

8. スケジュール

令和7年 9月 5日 第一次選考(書類選考)、(校長への連絡)

令和7年10月 4日 第二次選考(面接)、本部への申請

令和7年10月頃 選考結果通知(支部長→校長)

採用内定通知書の手交(校長より生徒本人へ)

令和8年 5月頃 大学の在学証明書により在学を確認したあと、「採用決定書」を送付し送金開始。(在学証明書が期日までに提出されない場合は、辞退したものと見なす。)

9. 提出書類

(1) 応募時

- ① 大学給付奨学生(予約型)申請書
- ② 大学給付奨学生(予約型)申請書チェックシート
- ③ 申請者情報及び身元保証人確認書
- ④ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ⑤ 就学者を除く世帯全員の所得証明書(直近年度のもの・コピーでも可)
- ⑥ 大学給付奨学生(予約型)推薦書
- ⑦ 成績証明書(高等学校等の直近までの成績)

なお、直近までの成績証明書とは、三学期制の高等学校等については、第3学年1学期、二学期制については第2学年末までの成績とする。(①～④、⑥につきましては、(公財)日教弘鳥取支部ホームページでダウンロードできます。)

(2) 採用内定後

(ア) 大学合格・進学決定後

- ① 大学入学予定届（合格後速やかに）

(イ) 大学入学後

- ① 進学した大学の在学証明書
- ② 「大学給付奨学生」誓約書
- ③ 大学給付奨学生金融機関口座振込依頼書
- ④ 異動報告書（異動時）（申請時の自宅住所等から下宿先等へ引越した場合等）

(3) 在学期間中

- ① 進捗状況報告書（学年毎）
- ② 在学証明書（学年毎）
- ③ 異動報告書（異動時）
- ④ 成果報告書（給付終了時）

※ (1)～(3)の提出書類は返却しません。

（個人情報の取扱いについて）

- ・申請時等に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

10. 書類提出先

〒680-0833 鳥取市末広温泉町 608
公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

11. 選考の基準及び選考の手順

(1) 選考の基準

- ① 給付の必要性 1 在 schools 長の推薦書等に奨学生にふさわしい人物であると評価されていること
- ② 給付の必要性 2 家庭の事情により学費支弁困難と認められること
- ③ 奨学生候補者の修学意欲 向上心に富み、かつ修学意欲が感じられること

(2) 選考の手順

<第一次選考> 支部選考委員会による書類選考

- ① 申請書等による資格要件の確認
- ② 学費支弁の困難度の確認
- ③ 成績の確認
- ④ 修学意欲の確認

- ① ～④の総合判定により募集人数に若干名を加えた人数を第二次候補者として選考する。

<第二次選考> 第二次候補者を対象に、支部選考委員会による面接選考

① 本人及び申請書記載事項の確認

② 修学意欲の確認

①～②により第二次候補者（次点の候補者含む）として選考し、本部に支部長名で推薦する。

1.2. 選考結果の通知

支部長の推薦を受け理事長が採用内定者（次点の候補者含む）を決定する。

選考結果について、採用内定者には支部長から校長に通知するとともに、高等学校等において校長から生徒本人に「採用内定通知書」を手交する。なお次点候補者には「次点候補者通知書」を、不採用者には「選考結果通知書」を校長から手交する。

次点候補者が不採用の場合には、校長にその旨通知するとともに申請者本人に「大学給付奨学生の選考結果（最終）について（お知らせ）」をもって通知する。

1.3. 取下届と辞退届

選考結果の通知より前に申請を取下げの場合には、校長が本人からの「取下届」に学校からの「取下届提出について」を添えて速やかに支部へ提出する。

採用内定者が内定を辞退する場合（大学に入学しない場合を含む）には、校長が本人からの「辞退届」に学校からの「辞退提出について」を添えて速やかに（遅くとも3月末までに）支部に提出する。

「辞退届」の提出を受けて支部は次点候補者に連絡し、奨学金の給付を受けるかどうか及び大学入学の有無を確認する。次点候補者が給付奨学金を受ける場合には、校長にその旨通知するとともに申請者本人に「採用内定通知書」をもって通知する。

1.4. 奨学生の採用決定

理事長は採用内定者から提出された書類を確認し、採用を決定する。その結果については、支部長を通じて校長にその旨通知するとともに、本人に「採用決定通知書」をもって通知する。

1.5. 奨学生の採用決定後の義務

① 奨学生は、毎年度4月20日までに「在学証明書」・「進捗状況報告書」を支部長に提出する。

② 奨学生は、4年間の給付が終了する年度末までに「成果報告書」を

支部長に提出する。

③ 奨学生又は身元保証人は、以下の場合に「異動報告書」を支部長に提出する。

ア 奨学生が休学、転学、留年、留学又は退学したとき

イ 奨学生が停学、その他の処分を受けたとき

ウ 奨学生が死亡したとき

エ 奨学生が住所、電話番号、名前を変更したとき

④ 奨学生は、当会本部が実施するセミナー等に参加する（オンライン開催の場合もある）。

16. 奨学金の返還と廃止

奨学生が次の事項のいずれかに該当したときは、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができることとし、以後の給付を廃止する。

① 奨学金を給付目的以外に使用したとき

② 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたことが判明したとき

③ 休学、転学又は留年の理由が適切でないと判断されたとき

④ 在学する大学で処分を受け、学籍を失ったとき

⑤ その他奨学生として適切でないと判断されたとき

17. 奨学金の併用

当会の貸与奨学金及び他の企業・団体等の奨学金との併用も可とする。

18. その他

採用・不採用の理由等については一切回答しません。

※詳しくは、鳥取支部へ問い合わせすること。

公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

〒680-0833

(住所) 鳥取県鳥取市末広温泉町608

TEL 0857-26-5334

FAX 0857-22-0248

E-MAIL : t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp

URL : <http://www.kousaikai-tottori.jp/>

